

## 第8回南幌町農業委員会総会議事録

令和3年1月27日（水）午前10時00分より、役場各種委員会室において第8回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第8回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。4番 江郷 委員、5番 南 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第8回南幌町農業委員会総会は、1月27日 本日1日限りとしていたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第8回南幌町農業委員会総会は、1月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和2年12月24日、第7回農業委員会総会を開催した。  
令和3年1月12日、あっせん委員会が行われ、関係委員出席した。以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告す

る。令和3年1月27日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、3件でございます。

認定年月日は令和3年1月15日、有効期限が令和8年1月14日までとなっております。

認定番号3の1の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇、  
認定番号3の1の2、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇、  
認定番号3の1の3、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、  
いずれも再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体のうち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。  
第7回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、審議願い、意見を求める。令和3年1月27日提出。  
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。  
あっせん申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、  
102㎡他計4筆ございまして7,036㎡となります。あっせん  
年月日は、令和3年1月12日。結果につきましては、成立で  
ございます。価格については、田・畑10aあたり〇〇〇〇〇〇円、  
あっせんの相手は、南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇の〇〇号、〇〇〇  
〇でございます。あっせん委員につきましては、6番 青木 委  
員、9番 上野 委員、10番 山田 委員。以上の結果となっ  
てございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補  
足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果につ  
きましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

---

議 長 **日程第6** 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用  
計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につい  
て。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた

農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和3年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第2号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3,369㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。農振地域外に土地を求めるべく検討を行いました。南幌町土地利用計画上で、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されており、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して町道に面して、利用上の都合が良いので格納庫の建築には最適であると判断しました。

従って、農用地区域内における土地利用上支障がなく、農地集約性が保持され、混在等が生じない土地であることから当地が最適と判断し選定をしたとなっております。

事業計画につきましては、土地造成3,369㎡、格納庫645.12㎡、資材置場568㎡、作業通路1,570.80㎡、既存通路120㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画にかかる事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用施設格納庫の建築、工事計画の着工は令和3年〇月初日、完了が令和3年〇月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で、3,369㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く、耕作への影響も少ないこと、

並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農業振興地域農用区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第7** 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので、可否につき意見を求める。

令和3年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用区域内農地になります。

転用計画者は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3,369㎡です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設に隣接して町道に面して、利用上の都合が良いので格納庫を建築したく申請に及んだものです。

続いて、資料2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

- 1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。
- (3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するのは困難である。次ページ、
- 2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。
- 3 添付書類については全て添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1番 議長1番

議長 1番 白倉委員

1番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在宅地内に農業用施設を建築する余裕はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないものと思われ。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

---

議長 日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和3年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件でございます。

整理番号 2の1の1の買い手は、南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇の〇〇号、〇〇〇〇。売り手は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で102㎡他計4筆ございまして、7,036㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇円となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第8回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第8回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前10時15分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

4 番

5 番